

<教育に関する大綱の策定について>

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しており、また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっています。

これらを踏まえ、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長に対し、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定が義務付けられました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（※1）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務（※2）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※1 国の教育振興基本計画の基本的な方針

※2 教育委員会が管理し、執行する事務

1 大綱の概要

（1）大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ② 大綱は、前述のとおり国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされており、現在の国の第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、主に基本的な方針の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となる。
- ③ 大綱が対象とする期間については、法に定めはないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定しているものである。

(2) 大綱の記載事項

- ① 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものである。
- ② 教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が大綱を策定するものとしているが、教育行政に混乱が生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要である。
- ③ 総合教育会議において調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項の規定により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものである。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しない。
- ④ 地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではない。

(3) 教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育振興基本計画（※）その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。
- ② 新たな地方公共団体長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときは、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい。

※ 教育基本法第17条第2項の規定により、地方公共団体においても、国の教育振興基本計画を参酌のうえ、地域の実情に応じた中長期的な同計画を策定することが努力義務となっています。

○教育基本法（抜粋）

第17条第2項 地方公共団体は、前項の計画（※）を参酌し、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※ 国の教育振興基本計画

(4) 第3期教育振興基本計画の概要

我が国における今後の教育政策の方向性として、基本的な方針等が示されており、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象は基本的な方針の部分になります。

<基本的な方針>

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(5) いばらき教育プランの概要

基本テーマ

「一人一人が輝く教育立県を目指して～子どもたちの自主性・自立性を育もう～」に迫るための4つの基本方針を定めています。

1. 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成

家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、教育の主体となる学校・家庭・地域などが、それぞれの教育力を高め、連携して子どもたちを守り育てることにより、社会全体で子どもたちの自主性・自立性、規範意識などを育み、人間として生きていく上での基礎力を培います。

2. 確かな学力の習得と活用する力の育成

変化の激しい時代をたくましく生き抜いていくため、国公私立の学校を問わず、地域を正しく理解し、グローバル社会で活躍できる力や最先端の科学技術を担う力など、これからの日本や世界をリードする人材となるために必要な基礎的・基本的な知識・技能や、自ら課題を発見し解決できる能力など、確かな学力の習得と活用する力の育成を図ります。

3. 生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の推進

生涯にわたり学べ、スポーツに親しめる環境を整備するとともに、文化振興条例に基づき、総合的な文化振興の推進に努めるなど、心豊かな県民生活の実現を図ります。また、体力づくりや食育、がん教育などの健康教育の推進により、生涯にわたりいきいきと活躍できる健やかな体の育成を図るとともに、特に平成31年の第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」や、その翌年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした競技力の向上やスポーツの振興を図ります。

4. 誰もが安心して学べる教育環境づくり

少子化の進展など時代の変化に対応した魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、信頼・尊敬される教員の育成や、ICT教育の推進、問題行動への対応、児童生徒等の安全の確保を進めます。また、自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進、家庭の経済状況などに関わらずすべての子どもが等しく学習することのできる機会の確保、人権教育の推進などを図ります。さらに、私立学校における教育条件の維持向上や保護者の負担軽減等のため私学助成の充実に努め、建学の精神に基づく特色ある質の高い私学教育の振興を図ります。

(6) 第2次那珂市総合計画の概要（教育関係箇所）

基本理念

「未来を担う人と文化を育むまちづくり」

本市では、少子化の影響により児童生徒数が減少し、集団教育の確保、歴史や文化の次世代への継承などが課題となっています。市の未来を担う子どもたちの教育、健全育成はもとより、すべての世代の人々が学習活動、スポーツ活動、文化活動そして相互交流を行い、豊かな人間性を育むことが何より大切です。

そのため、市の未来を担う子どもたちが、確かな学力と豊かな心を身につけられるように、学校教育の充実に取り組むとともに、地域全体で青少年を育てる意識を高めます。市民が生涯にわたり豊かな心と健全な体で自然とふれあい、文化を育みながら暮らせるように、生涯学習・生涯スポーツ環境の充実と自主的な活動を支援します。また、市民が郷土の歴史や伝統を身近なものと感じられるように、歴史資産や伝統文化を保存・継承し活用を促進します。

1 豊かな心を育む学校教育の充実に図る

- 自らの夢や希望に向けて、力強く生き抜く児童生徒を育成するため、小中一貫教育を更に推進し、児童生徒の発達段階に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導を行います。
- 児童生徒の不安や悩みなどを解消するため、相談体制の充実に図ります。
- 教育関連施設・設備の維持管理や教材備品の配備を適切に行うなど、教育環境の整備を進めます。
- 小規模校の活性化を図るとともに、将来の学校を取り巻く状況を踏まえ、小中学校の適正規模化について検討します。
- 市民自治組織や市民活動団体などとの連携、食育の観点を踏まえた地産地消を推進する学校給食の提供など、特色ある学校づくりを進めます。

2 未来を担う青少年の健全育成を図る

- 市の未来を担う青少年が心豊かにたくましく育つように、地域・家庭・学校と連携し、親と子どもの地域活動や文化・スポーツ活動への参加を促進するとともに、学びや体験を通じた社会性を育む機会を提供します。
- 多感な青少年期の不安や悩みを解消できる相談体制の充実を図ります。
- 青少年の健全育成に関し、家庭が果たす役割や家庭教育のあり方について市民の理解が深まるように、学習機会の提供や啓発を行います。

3 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える

- 市民一人ひとりが生涯にわたりテーマを持って学習できるように、生涯学習環境の充実や市民ニーズに応じた魅力ある学習機会の提供に努めます。
- 幅広い世代が芸術文化に興味や関心を持てるような場を提供し、芸術文化を振興する機運を高めます。

4 スポーツを身近に感じ親しめる環境を整える

- 市民がスポーツを通して心身ともに充実して健康に暮らせるように、スポーツ環境の充実を図ります。
- 市民主体のスポーツ活動を活発化するため、人材の育成・確保に努めるとともに、身近な地域でスポーツに触れる機会を提供する総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

5 歴史資産と伝統文化を保存・継承し活用を図る

- 市内に残る文化財や史跡などの歴史資産と郷土芸能などの伝統文化を後世に残すため、適切な保護・保存・伝承に努めるとともに、市の歴史や先人たちの偉業を広め、市民一人ひとりにふるさとを愛し、誇る心を育てます。
- 産業や観光の振興を図るための地域資源として、歴史資産と伝統文化の活用を図ります。

2 現在の本市における教育に関する施策の基本方針について

本市においては、総合的かつ計画的な行政運営を進めていく上での最上位計画である第2次那珂市総合計画（平成30～39年度）の中で教育に関する基本構想、基本計画及び実施計画を定めています。教育委員会においても総合計画をうける計画として「那珂市教育プラン」を策定して計画の推進を図っています。

3 本市の教育大綱について

(1) 策定の考え方について

第2次那珂市総合計画は、前述1(6)のとおり、現在の本市における教育に関する実情に応じた目標やその実現に向けた施策の基本的な方向性を示した指針を定めたものとなっております。

また、策定にあたっては、市民と行政の協働による計画づくりを基本とし、市民アンケートや市民ワークショップ、パブリックコメント等、様々な機会をとらえて市民の意見の把握と計画策定における市民参画に取り組んだ内容となっていることから、地方公共団体の長が大綱を策定すべき根拠として国が示している「地域住民の意向をより一層反映させる」という要件も満たしています。

よって、当該計画の中の教育に関する部門(第2部第4章の4)をもって本市の教育大綱とするに相応しい内容となっております。

(2) 計画期間について

第2次那珂市総合計画の教育に関する部門(第2部第4章の4)をもって本市の教育大綱と位置付ける場合には、その全体構想期間(平成30年度～平成39年度)の10年間のうち、前期期間が平成30年度から平成34年度までであることや市長の任期を勘案し、教育大綱は平成31年度～平成34年度の4ヶ年の計画とします。

4 那珂市教育大綱(案)について

本市教育大綱(案)については、市民への公表等の観点からも、第2次那珂市総合計画の教育に関する部門(第2部第4章の4)をもとに、「那珂市教育大綱」として作成することとします。